

Audit

Tax

Advisory

CEO Survey

Investor Relations

Global

Revenue Recognition

Agenda Consultation

Fairness Opinion

Integrated Reporting

Energy Trading

Risk Management

Virtual Currency

Cyber Security

HOSPITALITY

Auditor

Volume 15

アジア地域ファンド・パスポートへの日本の参加と 資産運用ビジネスのアジア展開への影響

有限責任 あずさ監査法人 金融事業部

シニアマネジャー 保木 健次

2015年9月11日、日本がアジア地域ファンド・パスポートの枠組みに参加することを表明しました。

アジア地域ファンド・パスポート (Asia Region Funds Passport: ARFP) とは、この枠組みに参加する国のうちいずれか1国において一定の要件を満たすパスポート・ファンドとして承認を受けたファンドは、他のパスポート参加国で改めて複雑な承認手続きを経ることなく当該パスポート参加国のリテール投資家への販売を可能とする仕組みです。

これまで日本の参加については仮定の話であったものが、今後は所与の事実として資産運用ビジネスに携わる関係者は影響や対応について検討していく必要があります。

また、アジア地域における他の2つのファンド・パスポート構想も進展しており、ASEAN CISフレームワークには既に11のファンドと6の資産運用会社の登録が確認されています。中国－香港相互承認制度は2015年7月から始まっています。

国内の資産運用会社、特にアジアを中心に海外ビジネスの拡大を検討している資産運用会社は、アジア地域ファンド・パスポートや他のファンド・パスポート構想の内容および市場への影響について分析するとともに自社の中長期的な戦略における活用方法について検討していくことが求められます。

なお、本稿の内容は執筆時（2015年10月19日）における情報に基づいていること、および本文中の意見に関する部分は、筆者の私見であることをあらかじめお断りいたします。



ほ き けん じ
保木 健次
有限責任 あずさ監査法人
金融事業部
シニアマネジャー

【ポイント】

- 日本の参加表明により、日本の資産運用会社にとって、アジア地域ファンド・パスポートへの対応については、仮に参加した場合のシミュレーションとしてではなく所与の事実として捉えて、影響や対応について検討する必要がある。
- 参加表明文書にシンガポールが署名しなかったことを通じて、税制上の取扱いに関して課題が残されていること、およびそれ以外の論点については概ね合意形成されていることが推察される。
- ASEAN CISフレームワークおよび中国－香港のファンド相互承認制度についてもそれぞれ進展が見られるとともに、アジア地域への資産運用ビジネス展開を考えるのであれば、こうした制度の活用についても検討していく必要がある。
- 海外展開を検討していない資産運用会社であっても、日本がアジア地域ファンド・パスポートに参加することによる国内の資産運用市場への影響について検討するとともに必要に応じて対応を取る必要がある。

I

アジア地域ファンド・パスポートへの
日本の参加と活用に向けた機運

1. アジア地域ファンド・パスポートへの日本の参加

2015年9月11日、APEC（アジア太平洋経済協力）財務大臣会合において、アジア地域ファンド・パスポート（以下「ARFP」という）への参加表明文書（Statement of Understanding：以下「SOU」という）に日本が署名し、ARFPの枠組みに参加することが公表されました。

ARFPは、この枠組みに参加する国のうちいずれか1国において一定の要件を満たすパスポート・ファンドとして承認を受けたファンドは、他のパスポート参加国で改めて複雑な承認手続きを経ることなく当該パスポート参加国のリテール投資家への販売を可能とする仕組みです。

こうしたファンドの相互承認を柱とする取極めに日本が参加するのは今回が初めてだと見られます。これまで日本のARFPへの「参加」は、「可能性」のある話として捉えるに留まり、参加による国内の資産運用ビジネスへの影響については、あくまで仮に参加した場合としてこれまで考察¹してきました。

今後は日本がARFPに参加することを「所与」の事実として、日本の資産運用ビジネスに携わる関係者は必要な対応を検討していくことが求められます。

本稿では、日本がARFPに参加することによる影響について、日本で承認されたファンドを他のARFP参加国へクロスボーダー販売する、いわゆるファンドの輸出、および資産運用ビジネスのうち特にファンドを輸出する側となる資産運用会社の観点から考察します。したがって、他のARFP参加国で承認を受けて日本で販売される、いわゆるファンドの輸入、および輸入されるファンドの販売業者たる金融商品取引業者等については詳細に取り上げていません。

現時点では、ARFPに係る取極めがまだ最終化されていないこともあり、ファンドのクロスボーダー販売を容易にするARFPに日本が参加することによる資産運用業界への影響、言い換えればどれだけのARFP要件を満たすパスポート・ファンドが日本市場に流入し、どれだけの日本籍ファンドがパスポート取得・クロスボーダー販売されるかについて精緻に見積もることは困難ではあるものの、これまでと比べて国内の資産運用会社の日本籍ファンドをクロスボーダー販売するハードルが下がることは確実と言えます。

2. 国内のアジア地域ファンド・パスポートの活用に向けた機運

(1) 金融庁

2015年6月に金融庁から公表された「金融・資本市場活性化有識者会合意見書」において、投資運用業者が「日本独特の仕組みや取引慣行もあるが、海外のファンドを我が国で取り扱うとともに、我が国のファンドが世界で取り扱われるように、相互承認や海外拠点の展開について広く検討する」ことが望ましいとされています。

ファンドの相互承認について直接言及している公表文書は前述の意見書を含め限られていますが、これまでARFP構想と親和性が高い「アジアの成長の取り込み」や「東京市場の国際金融センター化」についてはここ数年様々な媒体を通じて情報発信されてきたところです。

また、同様の観点から「資産運用の高度化」も繰り返し発信されており、資産運用会社によるARFPの積極的な活用については、基本的に期待する姿勢であると考えられます。

(2) 東京国際金融センターの推進に関する懇談会

日本証券業協会、株式会社日本取引所グループ、投資信託協会および日本投資顧問業協会により設置された「東京国際金融センターの推進に関する懇談会」（以下「懇談会」という）は、2015年9月に公表した「東京国際金融センターの推進に関する懇談会報告書」において、「我が国の資産運用業の国際競争力の強化を図るため、東京を日本株を含めたアジア株全体の運用拠点とし、また、ファンド・マネジャーの東京からの流出を抑制し、誘致するための新たな施策および日本の資産運用会社自身の運用スキル向上を図るための施策」の1つとして、「アジア地域・ファンド・パスポート等の動きにも対応して、海外でも販売可能なファンドの組成を促進し、東京のグローバルなファンドセンター化を推進すべき」との意見を表明しています。

(3) 日本証券業協会

2015年9月の日本証券業協会会長の記者会見において、ARFPについて「我が国の資産運用業界にとっても長期的においては大きな利点ではないかと思っている」および「短期的はともかく長期的には大いに期待できる制度ではないかと感じている」といった意見が表明されています。

1. KPMG Insight Vol.12/May 2015「進展するアジアにおけるファンドのクロスボーダー販売促進構想と日本への示唆」を参照

II

アジア地域ファンド・パスポートの経緯と概要および他のアジアにおけるファンド・パスポート構想

1. アジア地域ファンド・パスポートの経緯

2010年からオーストラリアが主導する形でAPEC財務大臣会合の下に設置されたワークショップにおいて議論されてきたARFPに係る議論は、2015年末に予定されているMemorandum of Cooperation (MOC) への署名をもっていよいよ実現段階に入ります。これまでの議論の経緯については図表1にまとめたとおりです。

なお、2015年9月16日に行われた日本証券業協会の会長記者会見に係る資料²によると、MOC署名後の制度整備に係る準備期間については、第二次市中協議で公表されている1年ではなく、1年半とされており、各国における制度整備に係る準備期間を長くする方向で調整されている可能性があります。

今回のSOU署名における日本の参加表明以外の大きな動きとしては、これまでARFPへの参加に関する最初的意思表明機会である2013年9月のStatement of Intent (SOI) へ署名し、その後一貫して作業グループメンバーとして関与してきたシンガポールが署名しなかったことが挙げられます。

各種報道によると、シンガポールが署名しなかった理由については、2013年9月のSOIでは記載されていた税制上の公平な取扱いに関する文言が今回のSOUでは記載されなかったことが要因であるように見受けられます。

後述するようにARFPより先行して実施されているASEAN CISフレームワークにおいても、シンガポールの承認を受けたファンドが他の参加国であるマレーシアやタイに輸出されていない現状、および先程の各種報道から推察すると、シンガポールはクロスボーダー販売を阻害する要因の1つとして国内ファンドと輸入ファンドの税制上の公平な取り扱いを重視していることが窺えます。

この点については、オーストラリア財務相等による声明文³でも、作業グループは今後税制上の取扱いに係る協議を重点的に行っていくことが述べられていること、また、その作業グループには引き続きシンガポールはメンバーとしてMOC策定に関与していくことが示されていますので、こうした税制に係る論点が主たる理由の1つであったことが窺えます。

なお、SOUへの署名が最終的にARFPへの参加を意味するMOCへの署名の必要条件ではない模様であり、今後の議論次第ではシンガポールも当初から参加する可能性は考えられます。

仮にシンガポールがARFPに再び参加意向を示した場合、それは税制上の取扱いに係る諸課題がクリアされたと考えられるため、日本の資産運用会社にとってもシンガポールの動向は引き続き注視していくべき事柄の一つであると考えます。

ARFPに係る議論に関与してきた国の推移は図表2のとおりです。

なお、ワークショップ会合は、作業グループが設置されて以降も継続的に開催されていることにご留意ください。

ARFP参加国は、設立当初のメンバーに固定されるわけではなく、その後も既存参加国の承認等を条件に随時参加可能

図表1 アジア地域ファンド・パスポート (ARFP) の経緯

アジア地域ファンド・パスポート (ARFP) は、主要な規制上の障害を取り除くことによって参加国間で投資運用商品のクロスボーダー取引を促進する多国間の取極め。

2010年	以降アジア太平洋経済協力 (APEC) の財務大臣会合の下に設置されたワークショップにおいて、本構想の実現に向けてこれまで10回を超える会合が開催
2013年9月	ARFPメンバー国になる意思があることを表明するStatement of Intentにオーストラリア、韓国、ニュージーランドおよびシンガポールが署名 署名国による作業グループがワークショップ傘下に設置され、市中協議文書を作成
2014年4月	署名国にフィリピンおよびタイを加えた6ヵ国が(第一次)市中協議文書を公表
2015年2月	当該署名6ヵ国が第二次市中協議文書を公表
2015年4月	作業グループが他のワークショップメンバー国に参加を呼びかけ
2015年5月	作業グループが市中協議に寄せられたコメントを検討
2015年9月	Statement of Understanding (SOU) に日本、オーストラリア、韓国、ニュージーランド、フィリピンおよびタイが署名
2015年末	Memorandum of Cooperation (MOC) への署名によりARFPメンバー国に
2016年	MOC署名の1年後(当初は2ヵ国以上が署名した後1年後)ARFP適用開始

出典：第二次市中協議文書等を基にKPMG作成

2. <http://www.jsda.or.jp/katsudou/kaiken/files/150916shiryou1-2.pdf>

3. <http://www.financeminister.gov.au/media-release/2015/09/11/asia-region-funds-passport-provides-opportunity-australias-financial>

図表2 アジア地域ファンド・パスポートに係る議論に参加している国

ワークショップ メンバー	2013年9月 署名国 作業グループ	2014年4月 市中協議国 作業グループ	2015年9月 署名国 作業グループ
オーストラリア 韓国 ニュージーランド シンガポール フィリピン タイ 日本 香港 インドネシア マレーシア 台湾 ベトナム	オーストラリア 韓国 ニュージーランド シンガポール	オーストラリア 韓国 ニュージーランド シンガポール フィリピン タイ	オーストラリア 韓国 ニュージーランド (シンガポール) フィリピン タイ 日本

(注) 2015年9月のシンガポールは、署名はしていないが作業グループには参加しているという立場

な枠組みとされています。このため、今後の論点の1つとしては、将来のARFP参加国の拡大が挙げられます。この点では、これまでの議論に参加してきたワークショップメンバーについては、他のAPEC参加国と比べて日本の参加表明等をきっかけとして今後ARFPに参加する可能性は高まっていると考えます。

また、長期的にはアジアにおける他のファンド・パスポート制度や欧州のUCITS⁴などの再編についても視野に入ってくると考えられます。

2. アジア地域ファンド・パスポートの概要

(1) アジア地域ファンド・パスポートの概要

ARFPは、参加国のいずれかで承認されたファンドについて、改めて時間のかかる承認手続きをホスト国で経ることなく、リテール投資家へのクロスボーダー販売を迅速かつ容易にする仕組みです。

このため、パスポート・ファンドは、主に投資家保護の観点から必要と考えられる一定の要件を満たすことが求められています。

こうした一定の要件の遵守を求める背景には、国外からのファンドの輸入に関する規制の厳しいアジアの国々に対して、投資家保護が十分図られているファンドについては、輸入規制の緩和を促すという目的があると考えられます。当事国も参加したうえで納得する水準の投資家保護を図り、その保護措置が図れていることを母国が承認することでクロスボーダー販売を容易にするという仕組みです。

こうした仕組みが、パスポート・ファンドに「クロスボーダー販売の容易化」と「品質保証アナウンスメント効果」とい

う2つの効果をもたらす背景になっています。

クロスボーダー販売については、欧州で先行するUCITSの枠組みを使って欧州からアジアの国々にファンドを販売することも考えられます。実際にいくつかのアジアの国では一定の実績があります。しかしながら、ARFPとの違いとして、アジアの国が「UCITS基準」の策定自体に関与している訳ではなく、当事国が納得する投資家保護基準を必ずしも満たしている訳ではないこと、および「相互承認」を締結している訳ではないため、アジアの国の観点では、UCITS準拠ファンドもそうではない外国籍ファンドも法規制上は同列の扱いであることなどが挙げられます。

仮に今後輸入ファンドの属性に応じて税制も含めて法規制上の取扱いに何らかの差異を設けることがある場合、自分たちが要件等の策定に関与し、納得したうえで署名したパスポート・ファンドよりもUCITS準拠ファンドを「優遇的」に取り扱うことは想定し難いと考えます。UCITS等のARFP準拠でない外国籍ファンドの観点から見ると、ARFP準拠ファンドと同等の取扱いとなることがベストであって、場合によってはARFP準拠ファンドを先行的に優遇するなど、より厳しい取扱いに直面する可能性もあると考えられます。

(2) アジア地域ファンド・パスポートの規則

パスポート・ファンドには、主としてファンドの運用会社およびファンド自体の2つについて、投資家保護に係る基準を満たすための準拠すべき適格性要件を定めています。そうした要件の中には、以下のようなアジア地域の特性を踏まえたものも見られます。

まず、パスポート参加国である母国において国内の資産運用会社としての要件を満たしたうえで、さらに一定のキャリアを積んだ人材が要職についていることや、資産運用会社自身のトラックレコードおよび財務基盤の十分性確保などが求められています。

財務基盤の部分では、財産基盤の不十分な資産運用会社が少なくないアジアの特性を踏まえて、資産運用会社が求められる純資産額に専門職業人賠償責任保険といった保険の保証額を算入することが認められています。

また、独立した主体による監視や、こうしたパスポート規則を遵守しているかを第三者が検証する準拠性評価（コンプライアンス・レビュー）の定期的な実施などUCITSにはない基準が設けられています。

次に、ファンドの適格性に係る規則については、母国においてファンドとしての要件を満たしたうえで、さらに運用の投資先を一定の流動性が見込まれる資産クラスに限定する要件や、リスク集中を避け分散効果を発揮するための保有集中制限、投機的な活動を制限するデリバティブ利用の制限などが設け

4. UCITSとは、欧州において一定の要件を満たして組成されたファンドであり、公衆から調達した資本をリスク分散の原則に基づき、一定の譲渡可能証券その他の流動性資産に投資することを唯一の目的とし、かつ、投資家の要求により、ファンド資産を用いて持分の買戻し、償還等を行う事業体である

られています。

3. 他のアジアにおけるファンド・パスポート構想

アジアではARFPよりも先行して展開されているファンド・パスポート構想が2つあります。

(1) ASEAN CISフレームワーク

アジアにおける3つのファンド・パスポート構想のなかでも最も先行しているASEAN CISフレームワークは、ASEAN（東南アジア諸国連合）の枠組みにおいて議論が進められ、2014年8月からマレーシア、タイおよびシンガポールの3ヵ国にお

いて実施されています（図表3参照）。

本稿執筆時点では3ヵ国全体で11のファンドと6の資産運用会社の登録が確認できます。このうち実際にクロスボーダーで販売されているファンドとしては、マレーシアを母国とする4つのファンドがシンガポールに登録されていることが確認できます。

ARFPにおいてもこうした母国およびホスト国でファンド名や資産運用会社名を公表する制度の導入が予定されており、ASEAN CISフレームワークにおける事例を参考にすることによって一定の要件を満たす適格性を備えていることがアナウンスされる効果、前述の「品質保証アナウンスメント効果」について具体的にイメージしやすくなると思われます。

(2) 中国－香港相互承認

2015年5月、中国CSRC（中国证券监督管理委员会）と香港SFC（証券・取引監察先物委員会）は、中国と香港間のファンド相互承認協定（MRF）に関する覚書に署名しました。

2015年7月1日より、MRFが施行され、一定の要件を満たしたファンドは中国または香港のいずれかの地域で登録・承認を受けることにより両地域でファンドを公募することが可能となっています。

本相互承認制度では、中国または香港のいずれかの地域において登録・承認を受けたファンド（登録・承認を受けた地域を母国地域という）は、一定の要件を満たすことにより、もう一方の地域（ホスト国）で改めて複雑な登録・承認手続きを経ることなくファンドを公募することが可能となります。

導入段階における、中国籍ファンドがMRFの下香港で公募を承認されるための主な適格要件は、図表4のとおりです。

図表3 ASEAN CIS Framework

参加国：マレーシア、シンガポール、タイ
2014年8月運用開始

マレーシア

適格CISファンド
CIMB-Principal ASEAN Total Return Fund
Maybank Bosera Greater China ASEAN Equity-I Fund
CIMB-Principal Asia Pacific Dynamic Income Fund
CIMB Islamic DALI Equity Theme Fund
CIMB-Principal Malaysia Equity Fund

適格CIS運用会社
CIMB-Principal Asset Management Berhad
Maybank Asset Management Sdn Bhd

タイ

適格CISファンド
ONE STOXX ASEAN SELECT DIVIDEND INDEX FUND

適格CIS運用会社
ONE Asset Management Limited

シンガポール

適格CISファンド
Maybank Asian Equity Fund
Maybank Asian Income Fund
Phillip Income Fund
Singapore Dividend Equity Fund
Nikko AM China Equity Fund

適格CIS運用会社
Maybank Asset Management Singapore Pte. Ltd.
Phillip Capital Management (S) Ltd
Nikko Asset Management Asia Limited

輸入CIS
CIMB-Principal ASEAN Total Return Fund
CIMB-Principal Malaysia Equity Fund
CIMB-Principal Asia Pacific Dynamic Income Fund
CIMB Islamic Dali Equity Theme Fund

出典：各国当局HPよりKPMG作成

図表4 ファンドに係る適格要件

- 一般的な株式ファンド、債券ファンド、バランスファンド、非上場インデックスファンドおよび現物証券による指数連動型ETFの何れかであること
- 中国の法規制および構成文書に従い、組成・運用・管理されること
- 中国証券投資ファンド法の下、CSRCに登録された公募証券投資ファンドであること
- 組成時から一年以上経過していること
- 2億人民元（あるいは異通貨で同価）以上のファンド規模であること
- 香港市場をファンドの主要投資対象としていないこと
- 香港の投資家に売却されたファンドのシェアやユニットの価値が、ファンドの総資産の50%以下であること

このほか、ファンドの運用会社、カストディアン、香港における代表者等に関する要件があります。また、承認を受けることができるファンドの運用資産額については、中国籍ファンドおよび香港籍ファンドにそれぞれ3,000億人民元の上限が設けられています。

Ⅲ ファンド・パスポートの戦略的活用

ARFPに日本が参加することは、日本の資産運用会社がパスポートを取得したパスポート・ファンドを「実際に」活用することが可能になることを意味します。

UCITSを含めた他のファンド・パスポートの仕組みと異なり、ARFPでは、資産運用会社のビジネス主拠点がある国を母国としてのみパスポートの取得が可能になっています。このため、今後の規定が詳細になる過程で変わる可能性はあるものの、日本の海外子会社が他のARFP参加国でARFPに基づくパスポートを取得することはできないと考えられるため、日本が参加しない限り日本の資産運用会社はARFPを活用することができなかったと考えられます。

パスポートの取得は義務ではなく、あくまで各社の任意ですので取得しないという選択も可能です。しかしながら、取得しないという選択を取るにしてもARFPがもたらす影響や市場の変化については十分検討したうえで判断することが重要です。

上述のようにパスポートの取得は、「クロスボーダー販売の容易化」と「品質保証アナウンスメント効果」があります。「クロスボーダー販売の容易化」はパスポート参加国への資産運用ビジネスの展開を考える際に有効であり、「品質保証アナウンスメント効果」はファンドの輸出と国内市場の両方で有効だと考えられます。また、「品質保証アナウンスメント効果」は、パスポート・ファンド数が少ない時ほど有効であり、ほぼすべてのファンドが取得するようになるとプラスの効果はなくなるという時限的效果であることにも留意が必要です。

(1) 海外展開における戦略的活用

海外に居住するリテール投資家の投資資金を、ファンド販売を通じて取り込むためには、居住国に運用拠点を設置して現地で組成したファンドを販売する方法と、クロスボーダーで輸出ファンドを販売する方法の大きく2通りがあると考えます。その他、現地籍ファンドの運用部分を受託するという方法もありますが、中長期的に本格的な資産運用ビジネスの海外展開を考えるのであれば、運用受託を柱とする戦略は、単純な収益性だけでなく、成長を他社に依存してしまうこと、投資家や販売業者との接点が乏しいことにより商品設計に重要な顧客関連情報が収集しづらいことなども勘案すると適切な戦略とは考えていません。

むしろ、最終的には幅広い国への進出を考えている場合は、自社ファンドを販売する仕組みの構築が不可欠であると考えます。自社ファンドを現地籍とするか海外籍とするかの選択が戦略上の重要な判断の1つになってくると考えます。つまり、拠点を設置する国とクロスボーダー販売で進出する国をどうバランスさせるかが海外戦略の重要なポイントになると考えられます。

成長性を考えてアジア地域を重要海外展開先と据えても、すべての国に海外子会社といった運用拠点を設置することは困難であり、ARFPに日本が参加したと言ってもすべてのアジアの国を日本からの輸出で攻略することも現地規制のフォローや顧客ニーズの把握体制、販売会社の支援体制等が相当整っていないと難しいと考えられます。

こうしたことから、ASEAN CISフレームワークや中国－香港相互承認制度の活用も念頭に、M&Aやパスポートを使わないファンドのクロスボーダー販売も含めて中長期的なアジア展開戦略を構築する必要があります。また、戦略については、各ファンド・パスポート制度の規則内容の変更や参加国の拡大等の状況も踏まえながら柔軟に対応していくことが求められます。

(2) 国内市場

海外展開を検討していない資産運用会社であっても、ARFPへの日本の参加による影響はいくつか考えられます。

まず、ARFPに準拠したパスポート・ファンドが海外から輸入されてくることが考えられます。ただし日本の場合これまで輸入されるファンドに対して特段厳しいハードルが設けられていたわけではありませんので、海外籍ファンドのシェアが短期間で大きく上昇することは想定しづらいと考えています。

むしろ、パスポートを取得したファンドのリストが公表されることを通じて、前述のように国内でも有効な「品質保証アナウンスメント効果」を活用した国内の資産運用会社がシェアを上昇させる可能性は考えられます。

日本の投資信託を含めた金融資産保有者は50代以上、特に60代以上の高齢者に偏っており、今後金融資産の大幅な増加が見込めないなかでは、資産運用会社は、50歳を超えてからではなく、若い時から顧客を開拓し長く付き合っていくことが重要になってきます。こうした側面からは、徐々に浸透しつつある確定拠出年金は重要なターゲットの1つになると考えられます。

一方、確定拠出年金は普及とともに求められるガバナンス水準も高くなり、確定拠出年金における投資先の選択肢として選定されるファンドの選定プロセスに求められる透明性もより高度なものとなっていく傾向が見られます。たとえば、資本関係や利害関係ではなく、制度利用者のために選定されたファンドであることに関する説明責任がより強く求められることが想定されます。「品質保証アナウンスメント効果」を活用できる分野の1つになるのではないかと考えられます。

Ⅳ おわりに

日本のARFPへの参加は、各資産運用会社にとっての海外展開における拠点の設置とクロスボーダー販売の適切なバラ

ンスに大きな影響を与えられと考えられます。端的に言えば、より運用拠点の設置数を絞り込み、クロスボーダー販売を活用して進出する国が増えることになると考えられます。

また、国内市場においてもパスポート・ファンドの出現に近い将来起こりうる事態として必要な対応について検討を進める必要があります。

パスポートの取得は義務ではありませんし、取得したからと言ってクロスボーダー販売をしなければいけないわけでもありません。また、クロスボーダー販売をするにしてもすべてのパスポート参加国に販売しなければいけないわけでもありません。あらゆる資産運用会社にとって一律に有効な活用方法はなく、各社の実情に応じて最適な活用方法を探っていく必要があります。

義務ではない以上、単にパスポートの取得にかかる費用の観点から取得の是非を判断するのではなく、自社の中長期的な戦略において活用するメリットとの比較が必要であるだけでなく、自社が取得せずに他社が取得する場合の影響についても考慮する必要があると考えられます。

アセットマネジメント部の概要

資産運用会社は、「貯蓄から投資へ」の流れの加速等を受け、成長するマーケットに対応すべく、資産運用を高度化し、フィデューシャリー・デューティーを果たすことが求められています。KPMGジャパンは、資産運用会社が直面する変化への対応を戦略的にサポートするため、あずさ監査法人内にアセットマネジメント部を設け、グループ内に存在するナレッジおよびスキルを集約し、資産運用の高度化の支援をはじめ、業種に特有の課題に対応したサービスを提供しています。

会計監査サービス

- ファンド（投資信託、投資事業有限責任組合等）監査
- アセットマネジメント会社監査

アドバイザリーサービス

- ISAE3402/SSAE16/SAS70号に基づく統制リスクの評価
- グローバル投資パフォーマンス（GIPS）基準準拠の検証業務
- 規制アドバイザリー
- 内部統制関連アドバイザリー

【バックナンバー】

「進展するアジアにおけるファンドのクロスボーダー販売促進構想と日本への示唆」
(KPMG Insight Vol.12/May 2015)

本稿に関するご質問等は、以下の担当者までお願いいたします。

有限責任 あずさ監査法人 金融事業部
シニアマネジャー 保木 健次
TEL: 03-3548-5125（代表電話）
kenji.hoki@jp.kpmg.com

KPMG ジャパン

marketing@jp.kpmg.com
www.kpmg.com/jp



本書の全部または一部の複写・複製・転記載および磁気また光記録媒体への入力等を禁じます。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2015 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

© 2015 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.